

【手当付き投票権にする事】の請願（案3）

長年、様々多くの社会問題が未だ解決されぬ中、新型コロナウイルス感染問題も発生し、益々救済を要する人口は増加するばかりです。今や民衆一人ひとりの努力やNPOの支援だけでは、救済しきれてないのに、今後も手立て無しなら、さらに被害人口は甚大になる事は明確です。今まさに【政治力】が一層問われている訳ですが、政治腐敗のニュースを見聞きするたび、『今の日本は、真の民主主義なのだろうか?』と不安です。なぜなら大多数の有権者は、民主主義の根幹を成す投票権を得てるのに、軽んじた頼まれ票や、棄権を選んでいるからです。ただ、そうした行動の理由には『私利私欲』『無知』『無関心』『恐れ』『怒り』『不信感』『諦め』などの心情と、それらを誘引してる確かな事情が有る為、私達はまず、これらを排除・改善させる為の市民活動（運動）をすべきと考えました。それは有権者に、【これら理由・事情】の自覚と反省や、重要な事に疑問・危機意識を持つ様にと促す活動です。ただ、この私達活動を、より促進させるには、最低限の新しい法律制定も効果的な為、下記《請願事項》を請願します。

《請願事項》

1. 真の民主主義に変える為には、従来の【名ばかり投票権】を、【効力ある投票権】にする必要があるので、『投票した有権者には選挙活動手当として、最低 10,000 円を支給する事』とした新しい法律を制定し、また、棄権の罰則は従来通り無し、とする事。
2. 選挙では、一人短時間の立候補者演説（例えば7分以内）を事前に録画・録音しておき、投票前に視聴する場の設置や他方法で、これを有権者に提供する事。また『投票先の命令にも依頼にも従う義務無し。自己選択の一票こそ真の権利。貴方の一票は世の明暗に影響する』などの【注意喚起】【投票の重要性】の発信を行政機関と立候補者に義務付ける事。
3. 当選さえすれば不正議員でも報酬、他名目で莫大な資金調達が合法的に可能な現状では、その様な人物や仕組みについて知る術が、殆どの有権者に無い為、【不正な優遇による税の無駄使い排除】も【適正な投票】も困難と言える。よって最低でも【高額な報酬が目的の立候補者】だけでも排除する為に、議員報酬を大幅削減した額にする新法律を制定する事。

NO	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		